

『九卷伝』と『四十八卷伝』の関係について

別府 一道

はじめに

浄土宗の宗祖法然の伝記は数多くのもものが伝わっているが、それらの中でももっとも新しい部類に属するとみられている通称『九卷伝』として知られる『法然上人伝記』⁽¹⁾と、『法然上人行状絵図』⁽²⁾（『四十八卷伝』）の関係については、古くから問題とされてきているところである。すでに宝暦九年（一七五九）に忍海によって、『九卷伝』は『四十八卷伝』の草稿となったとする説が提示されているのをはじめとして、⁽³⁾その後、幾人かの先学によってさまざまな見方が提示されている。しかし、『九卷伝』が先行するとする説も、『四十八卷伝』が先行するとする説も、ともに定説とはなっていないのが現状である。

『九卷伝』が『四十八卷伝』の草稿となった、あるいは『九卷伝』が『四十八卷伝』より先にあったとする説が、江戸期から唱えられているのに対して、『九卷伝』は『四十八卷伝』の略本である、あるいは『九卷伝』よりも『四十八卷伝』が先に成立したとする説は、比較的新しいものであると言える。この両本の問題となってきたのは、

『四十八卷伝』と『九卷伝』は内容に共通点が多く、どちらかがもう一方に依拠していると考えざるを得ないからである。

法然の伝記は、一般的に言って成立年代が下るほど大部になる傾向がある。『九卷伝』を増補して『四十八卷伝』が成立したと考えることは、こういった傾向から言えば容易に納得できることである。⁴ 対して、『四十八卷伝』があまりにも大部であるから、その略本として『九卷伝』が成立したと考えることも、あるいは一理あることであるかも知れない。

また、島田修二郎氏、野村恒道氏が指摘したように、⁵ 『九卷伝』の絵が、『四十八卷伝』制作の途次にバラバラに解体され、新たに編集し直され、時に別の場面において転用された⁶ ことは、ほぼ疑いなく思うが、現在伝わる『九卷伝』の詞書について、「『四十八卷伝』の草稿となったものである」としてしまふことには問題があると思う。現在伝わる『九卷伝』の詞書を、法然の滅後百年頃に成立したものであるとしてみまうのは危険ではないだろうか。

本稿では、これらの説をふまえながら、『九卷伝』と『四十八卷伝』の関係について若干の考察を試みてみようと思う。

『四十八卷伝』先行『九卷伝』略本説について

『四十八卷伝』が『九卷伝』に先行するとする説をとった先駆的存在は、中澤見明氏である。氏は、『四十八卷伝』

と『九卷伝』について次のように述べている。⁷⁾

(前略) 殆どその語句を同じくするもの多く、確に此両書の聯絡あることが認められるから、『九卷伝』は『四十八卷伝』の稿本であるか、又はそれが『四十八卷伝』に依って後に作られたものか、とにかく此両書は同一系統のものであることは疑いなきものである。そうして『九卷伝』は『四十八卷伝』の大部に比して、その記事が略せられているけれども奇怪なる伝説は反って『九卷伝』の方が増加しているのである。それを今一一ここに比較することは出来ないがその一二を比較せば(中略)その伝説進歩の状態が認められるのである。(中略) 斯様に『九卷伝』が『四十八卷伝』よりその伝説の進歩を示していることから考えても、『九卷伝』は『四十八卷伝』よりも後に、聖光系統(鎮西)の人に依って作られたものとするべきであろう。そして前者が『大経』の四十八願の数によって巻を分けたから、後の略本とも見るべき『法然上人伝記』は『観経』の九品にならって九巻に分けたのであろうと思う。(下略)

『四十八卷伝』先行説を取る先学が、『四十八卷伝』が先に成立した」とした根拠は、つきつめて行けば中澤氏が主張した範囲を出るものではない。

すなわち、『九卷伝』の方が整理された記述であったり、場合によっては増補された形跡が見られるから、『九卷伝』は『四十八卷伝』よりも後に成立したものであるとしているのである。ところが、『九卷伝』は『四十八卷伝』よりも後に成立したという前提に立てば、『九卷伝』の方が『四十八卷伝』よりも分量が少ないから、必然的に『九卷伝』は『四十八卷伝』の略本であるとせざるを得ない。しかし、中澤氏もすでに指摘しているように、『九卷伝』の方が『四十八卷伝』よりも詳しい記事は決して少なくはない。ただし、その詳しい記事については、中澤氏が言うよ

うな「その記事が略せられているけれども奇怪なる伝説は反って『九卷伝』の方が増加している」というような一面的なとらえ方をすることはとてもできないと思う。義山と円智による『圓光大師行状画図翼贊』においても、『四十八卷伝』の事実関係にわたる記載を補うために縷々『九卷伝』が引用されている。^⑧「略本」という言い方は事実に対応していないのではないだろうか。

ここで考えてみたいのは、『九卷伝』の記事が『四十八卷伝』のどこに載せられた記事に対応するかということである。^⑨

『九卷伝』の各段が『四十八卷伝』のどの巻のどの段に対応するかを見ると、表(一)のようになる。^⑩

およそ略本であると言うならば、全体にわたって記事が簡略化されていなければならないように思うのであるが、その実態は、少なくとも例えば抜書と言うようなものではない。また、仮に記事の取捨選択を行なうことをもって略本を作るとしても、順序まで入れ替えるということを果たしてするものか、という疑問が残る。

右の表を見ると、『九卷伝』が『四十八卷伝』を簡略化したものであるにしては、あまりにも脈絡がなく、バラバラになっているように思える。もし『四十八卷伝』の略本として『九卷伝』が作られたのであれば、もう少し整然と対応してもよいはずである。

『九卷伝』は『四十八卷伝』に順序よく対応していない。むしろバラバラであって、全体を通しての対応関係が見られない、ということとは、実はこの一見似ているかのように見える両本の構成あるいは構造が異なるということである。

その構造の違いは偶然発生したというようなものではない。この両本は、そもそもその編纂の方針を全く異にして

表(1) 『九卷伝』と『四十八卷伝』対応表 数字はそれぞれ巻数、段数を表す。

1下 7 1下 6 1下 5 1下 4 1下 3 1下 2 1下 1	1上 5 1上 4 1上 3 1上 2 1上 1 1上 序	絵詞 8 絵詞 7 絵詞 6 絵詞 5 絵詞 4 絵詞 3 絵詞 2 絵詞 1 絵詞 序	九 卷 伝
八 8 七 4 七 1 七 6 三 5 三 4 三 3 三 2 三 1	二 4 二 3 二 2 一 4 一 2 一 1 一 1 一 1 一 1 一 1	三 2 三 1 三 1 二 4 二 3 二 2 一 5 一 4 一 3 一 2 一 1	四 十 八 卷 伝

2下 3 2下 2 2下 1	2上 7 2上 6 2上 5	2上 4 2上 3 2上 2	2上 1	1下 11 1下 10	1下 9 1下 8
一 5 一 4 一 3 一 2 一 1 一 4 一 3	三 4 三 3 三 1 一 4 一 3 一 1 三 1 一 1 二 1 一 3 六 1 六 1	七 6 七 5 七 1 四 4 六 2 六 3 五 5 四 4 四 3 四 2 七 2 七 2			

4上 4 4上 3 4上 2 4上 1	3下 6 3下 5	3下 4 3下 3	3下 2 3下 1	3上 4 3上 3 3上 2 3上 1	2下 8 2下 7 2下 6 2下 5 2下 4
二 1 〇 7 六 6 六 6 なし	二 2 一 4 一 2 一 5 四 4 四 3 四 2 四 1 四 3 八 4 八 2 八 1 七 6	四 3 四 4 四 2 四 1 四 1 一 4 二 1 一 1		一 1 三 5 一 3 一 8 六 4 〇 4	

『九卷伝』と『四十八卷伝』の関係について

$\begin{array}{ccccc} 6 & 6 & 6 & 6 & 6 \\ \uparrow & \uparrow & \uparrow & \uparrow & \uparrow \\ 5 & 4 & 3 & 2 & 1 \end{array}$	$\begin{array}{ccc} 5 & 5 & 5 \\ \downarrow & \downarrow & \downarrow \\ 4 & 3 & 2 & 1 \end{array}$	$\begin{array}{ccc} 5 & 5 & 5 \\ \uparrow & \uparrow & \uparrow \\ 5 & 4 & 3 \end{array}$	$\begin{array}{ccc} 5 & 5 & 5 \\ \uparrow & \uparrow & \uparrow \\ 2 & 1 & 1 \end{array}$	$\begin{array}{ccc} 4 & 4 & 4 \\ \downarrow & \downarrow & \downarrow \\ 4 & 3 & 2 & 1 \end{array}$	$\begin{array}{cc} 4 & 4 \\ \uparrow & \uparrow \\ 6 & 5 \end{array}$
$\begin{array}{ccccccc} \text{三} & \text{三} & \text{三} & \text{三} & \text{三} & \text{三} & \text{三} \\ \text{四} & \text{四} & \text{四} & \text{五} & \text{三} & \text{四} & \text{三} \\ \uparrow & \uparrow & \uparrow & \uparrow & \uparrow & \uparrow & \uparrow \\ 4 & 3 & 2 & 2 & 4 & 1 & 3 & 2 \end{array}$	$\begin{array}{ccc} \text{二} & \text{一} & \text{一} \\ \text{五} & \text{六} & \text{七} & \text{八} \\ \uparrow & \uparrow & \uparrow & \uparrow \\ 2 & 3 & 2 & 5 \end{array}$	$\begin{array}{cccc} \text{三} & \text{三} & \text{三} & \text{四} \\ \text{一} & \text{一} & \text{一} & \text{四} \\ \uparrow & \uparrow & \uparrow & \uparrow \\ 3 & 2 & 2 & 1 & 2 & 1 & 1 \end{array}$	$\begin{array}{ccc} \text{二} & \text{二} & \text{四} \\ \text{四} & \text{八} & \text{五} \\ \uparrow & \uparrow & \uparrow \\ 6 & 3 & 2 & 2 & 5 & 1 \end{array}$	$\begin{array}{cc} \text{二} & \text{一} \\ \text{〇} & \text{八} \\ \uparrow & \uparrow \\ 3 & 3 \end{array}$	

$\begin{array}{c} 8 \\ \uparrow \\ 1 \end{array}$	$\begin{array}{cccc} 7 & 7 & 7 & 7 \\ \downarrow & \downarrow & \downarrow & \downarrow \\ 6 & 5 & 4 & 3 \end{array}$	$\begin{array}{cc} 7 & 7 \\ \downarrow & \downarrow \\ 2 & 1 \end{array}$	$\begin{array}{ccccccc} 7 & 7 & 7 & 7 & 7 & 7 & 7 \\ \uparrow & \uparrow & \uparrow & \uparrow & \uparrow & \uparrow & \uparrow \\ 8 & 7 & 6 & 5 & 4 & 3 & 2 & 1 \end{array}$	$\begin{array}{ccc} 6 & 6 & 6 \\ \downarrow & \downarrow & \downarrow \\ 6 & 5 & 4 & 3 & 2 & 1 \end{array}$
$\begin{array}{c} \text{三} \\ \text{九} \\ \uparrow \\ 1 \end{array}$	$\begin{array}{cccc} \text{三} & \text{三} & \text{三} & \text{四} \\ \text{八} & \text{八} & \text{七} & \text{五} \\ \uparrow & \uparrow & \uparrow & \uparrow \\ 2 & 1 & 8 & 5 & 1 & 4 & 3 & 2 & 1 \end{array}$	$\begin{array}{ccc} \text{三} & \text{三} & \text{三} \\ \text{七} & \text{七} & \text{七} \\ \uparrow & \uparrow & \uparrow \\ 2 & 1 & 1 \end{array}$	$\begin{array}{ccccccc} \times & \text{三} & \text{三} & \text{二} & \text{三} & \text{三} & \text{三} & \text{三} \\ \text{六} & \text{六} & \text{六} & \text{六} & \text{六} & \text{六} & \text{六} & \text{六} \\ \uparrow & \uparrow & \uparrow & \uparrow & \uparrow & \uparrow & \uparrow & \uparrow \\ 6 & 5 & 2 & 4 & 4 & 4 & 3 & 1 \end{array}$	$\begin{array}{ccccccc} \text{二} & \text{二} & \text{二} & \text{二} & \text{三} & \text{三} & \text{三} & \text{三} \\ \text{九} & \text{九} & \text{九} & \text{五} & \text{五} & \text{五} & \text{五} & \text{四} \\ \uparrow & \uparrow & \uparrow & \uparrow & \uparrow & \uparrow & \uparrow & \uparrow \\ 4 & 3 & 2 & 1 & 2 & 4 & 6 & 2 & 1 & 5 \end{array}$

$\begin{array}{cc} 9 & 9 \\ \downarrow & \downarrow \\ 6 & 5 & 4 & 3 & 2 & 1 \end{array}$	$\begin{array}{ccc} 9 & 9 & 9 \\ \uparrow & \uparrow & \uparrow \\ 7 & 6 & 5 & 4 & 3 & 2 & 1 \end{array}$	$\begin{array}{cccc} 8 & 8 & 8 & 8 \\ \downarrow & \downarrow & \downarrow & \downarrow \\ 5 & 4 & 3 & 2 & 1 \end{array}$	$\begin{array}{ccccccc} 8 & 8 & 8 & 8 & 8 & 8 & 8 \\ \uparrow & \uparrow & \uparrow & \uparrow & \uparrow & \uparrow & \uparrow \\ 7 & 6 & 5 & 4 & 3 & 2 & 1 \end{array}$
$\begin{array}{ccccccc} \text{四} & \text{四} & \text{四} & \text{四} & \text{四} & \text{四} & \text{四} \\ \text{八} & \text{一} & \text{一} & \text{〇} & \text{八} & \text{八} & \text{八} & \text{二} \\ \uparrow & \uparrow & \uparrow & \uparrow & \uparrow & \uparrow & \uparrow & \uparrow \\ 8 & 3 & 1 & 2 & 3 & 4 & 3 & 1 & 7 \end{array}$	$\begin{array}{ccccccc} \text{四} & \text{四} & \text{四} & \text{四} & \text{四} & \text{四} & \text{四} & \text{四} \\ \text{二} & \text{四} & \text{四} & \text{四} & \text{二} & \text{二} & \text{二} & \text{二} \\ \uparrow & \uparrow & \uparrow & \uparrow & \uparrow & \uparrow & \uparrow & \uparrow \\ 6 & 5 & 4 & 3 & 5 & 4 & 3 & 2 & 1 \end{array}$	$\begin{array}{cccc} \text{四} & \text{四} & \text{一} & \text{三} \\ \text{〇} & \text{〇} & \text{二} & \text{八} \\ \uparrow & \uparrow & \uparrow & \uparrow \\ 3 & 1 & 4 & 2 & 3 \end{array}$	$\begin{array}{ccccccc} \text{三} & \text{三} & \text{三} & \text{三} & \text{三} & \text{三} & \text{三} \\ \text{九} & \text{九} & \text{九} & \text{九} & \text{九} & \text{九} & \text{九} \\ \uparrow & \uparrow & \uparrow & \uparrow & \uparrow & \uparrow & \uparrow \\ 7 & 6 & 5 & 4 & 3 & 2 \end{array}$

いると思えない。

『四十八巻伝』のような完成された伝記の「略本」を作るとき、果たして全く編集方針を変えたものを作る必要があったであろうか。『四十八巻伝』の略本を作るならば、『四十八巻伝』の記事・構成に従って全体的に簡略化すればよさそうなものではないだろうか。

『四十八巻伝』の構成の特質

『四十八巻伝』と『九巻伝』の構成を比べたとき、その最も顕著な違いは、『四十八巻伝』が、例えば十三巻から十七巻において他宗の僧侶の帰依を受けたとする記事を載せ、四十三巻から四十八巻までは弟子伝を載せるなど、整理された構成をとり、結果として本文中に登場する年次がかなり前後し、編年体とはとても言えない形態になっているのに対して、『九巻伝』は基本的には忠実に年次を追った編年体であることにある。

ここで参考までに『四十八巻伝』がどのような構成になっているかの概略を記してみると、表(2)のようになる。これを見れば明らかのように、一巻から六巻(誕生から浄土門帰入)までは、だいたい時間経過に従って、それを意識して編纂されているのであるが、浄土門帰入後は、帰依者の多いことを示すためか、巻を分かって皇族・公家・僧侶・関東の武者たちをあげている。皇族、公家などのそれぞれの事蹟は、原則として巻・段など一箇所にとめられており、往生までを記す列伝形式となっているため、前述したように本文中に現れる年次は、かなり前後してしまっている。

表(2) 『四十八卷』の構成

一	誕生、時国逝去	幼少	二十五	鎌倉二位禪尼ほか	閩東帰依者
二	定明、入洛	修学	二十六	宇都宮ほか	〃
三	登叡山、師事叡空	〃	二十七	熊谷直実	〃
四	戒体論争、南都	〃	二十八	津戸三郎	〃
五		浄土門帰入	二十九	幸西・光明房状	一念義停止
六		種々靈驗	三十	東大寺再建	東大寺
七		〃	三十一	七箇条制誡	念仏彈圧
八		皇族帰依	三十二	登山状	〃
九	後白河院	〃	三十三	住蓮・安楽	流罪
十	高倉院ほか	公家帰依	三十四	配流	〃
十一	九条兼実	〃	三十五	配流・讃岐	〃
十二		僧侶帰依	三十六	上人免罪・帰洛	帰洛
十三	静敵ほか	〃	三十七	上人臨終	臨終
十四	顕真・大原談義	〃	三十八	諸人夢想	滅後
十五	慈鎮ほか	〃	三十九	上人中陰	〃
十六	明遍	〃	四十	公胤・明慧・静遍	〃
十七	聖覚	選択集	四十一	明禪	〃
十八		法語・消息	四十二	嘉禄法難	〃
十九	月輪殿北政所	〃	四十三	信空ほか	弟子伝
二十	天野四郎・作仏房	〃	四十四	隆寛	〃
二十一	上人常	〃	四十五	源智ほか	〃
二十二	上人或人	〃	四十六	聖光	〃
二十三	或人往生	〃	四十七	証空	〃
二十四	上人念仏	〃	四十八	その他	〃

三十一巻から四十二巻までは、ふたたび時間経過に従っているが、四十三巻から四十八巻までは前述のとおり弟子伝であり、列伝形式となっている。

全体の流れとしては、誕生、出家、修学、浄土開宗、教化と帰依、弾圧、流罪、往生、滅後の法難、滅後の流布を担った弟子、という順で記されており、一見年次の経過に忠実に従っているかのようにも見えるのであるが、『四十八巻伝』は、実は編年体で記されてはいない。

島田修二郎氏の『九巻伝』先行説について

島田修二郎氏は、『四十八巻伝』の絵図の作者に注目して、おもだった八人のうち、氏が便宜的に分類したAとBにあたる作者の絵が著しく改変を加えられていることを指摘して、その二絵師の絵は『四十八巻伝』の詞書よりも『九巻伝』のそれに合致するという見解を示した。さらに、『四十八巻伝』上では、まったくバラバラに配置されているこの二絵師の絵は、『九巻伝』上に置き換えたとき、整然と並ぶことを指摘して、在禪が暗に示していた『四十八巻伝』は、『九巻伝』の絵を流用して成立したものである⁽¹⁰⁾という説が、合理的に説明できることを示した。⁽¹¹⁾この島田氏の論考は、『九巻伝』研究史上画期的なものであり、『九巻伝』が『四十八巻伝』に先行するという説の強力な根拠となっていると言えよう。

最近、野村恒道氏が小松茂美氏による画師の判定と対照した上でこの考えの妥当性を検証され、島田氏がA、Bとした画師は小松氏の分類による第二筆、第六筆とはば重なることを確認された上で、『九巻伝』の絵が『四十八巻伝』

に流用されたことはほぼ間違い無いとされているが、ここで、この島田—野村説を受容した場合、次のような仮説を設けることが可能なのではないか。

すなわち、『四十八巻伝』の段・または項目のうち、『九巻伝』の段・項目と同じ事件を扱ったものには、野村氏のいう二—A・六—B両絵師どちらかの手になる絵が付されているはずである。

であるにも関わらず、『九巻伝』と共通の事件を扱いながら、二—A・六—B両絵師以外の絵師の手になる絵が付されている段が存在する。なぜ、二—A・六—B以外の絵師による絵が『四十八巻伝』で使われているのであろうか。これらの段は、成立当初の、あるいは『四十八巻伝』編纂時に存在した『九巻伝』には、依用すべき段、または項目が存在していなかったものであるという可能性がある。もちろん、存在はしていたが、損傷等によって使用されなかった可能性、他の段に流用された可能性なども考慮に入れねばならないだろうが、一考の価値はあるように思われる。

『九巻伝』先行説は、島田修二郎氏の説が提示されるまでは、「法然上人伝記（九巻伝）」と同じものであるかどうか疑わしい『九巻伝』巻頭に付されている「法然上人絵詞」にある「上人の滅後百年」という言葉を、ほとんど唯一の根拠としていた。したがって、この『九巻伝』先行説を取る先学は、「法然上人絵詞」と「法然上人伝記」は、ほとんど同じ本であるとする。¹³⁾

対して『四十八巻伝』先行説をとる場合は、必然的に「法然上人伝記」と「法然上人絵詞」は別のものであるとせざるを得なかった。

「法然上人絵詞」と「法然上人伝記」の関係については、稿を改めて述べる必要があるかと考えているが、現存

する『九卷伝』を、「法然上人絵詞」の序にあるように法然の滅後百年の一三二二年頃の成立としてしまうと、戸松啓真氏が指摘したような、『九卷伝』が『四十八巻伝』の誤謬を正したとしか思えない諸点が存在することを説明することは難しいと思う。

島田氏・野村氏が言った『四十八巻伝』に絵を流用された『九卷伝』と、現在伝わっているいわゆる『九卷伝』を、全く同じものであることに問題がある。『四十八巻伝』編纂時には、現在伝わる『九卷伝』とは違う、その祖本ともいべき『九卷伝』が存在しており、『四十八巻伝』に絵を流用されたのはその祖本であると考えた方がよいのでは無いだろうか。そして、その祖本と現在伝わる本との違いはかなり大きいのではないかと思われるのである。

『九卷伝』構成の特質と問題点

『四十八巻伝』が紀伝体で記されているということに対して『九卷伝』は、原則として年次に忠実な編年体で記されているとすることができる。これを明らかにするために、以下に表を掲げる。この表は、『九卷伝』本文中に現れる年号に注目して、各段ごとに全て抜き出したものである。ただし、括弧（ ）をつけて記してあるものは、本文中には年が記されていないが、月日などが記されており、文中から明かにその年のことであると解るものである。また、『四十八巻伝』の対応記事に付けられている絵について、島田、小松両氏の見解を合せて添えてある。¹⁴⁾ 表を見ても明らかのように、『九卷伝』は原則として年次に忠実に記されている。

巻数・項目	標目	本文中に現れる年次のうちその段の最後の事件のもの	その他の登場年号	島田氏の分類	小松氏の分類
010	法然上人絵詞巻第一 序	×			
▼011	上人誕生事	×		A	—
▼012	鞭竹馬遊覧事			A	—
▼013	夜討事	保延7年(1141)		A	—
014	臨終の事				
015	登菩提寺事	同年(1141)		A	二
016	為登山母乞暇事	久安3年(1147)		A	二
017	参会法性寺殿御出事	久安3年(1147)		A	二
018	登西塔北谷持法房事	×			
法然上人伝記巻第一上並序					
▼1上0	上人誕生事(序)	×	長承1	A	—
▼1上1	上人誕生事	長承2年(1133)		A	—
▼1上2	時国夜討にあひ 小矢尼敵を討給事	×		A	—
1上3	菩提寺にいたりて 観覚得業に師とし仕る事	×		A	二
1上4	童子上洛事	久安3年(1147)		A	二
1上5	童児入洛事	久安3年(1147)		A	二

卷第二下

1下-1	登西塔北谷持法房事	久安3年(1147)		A	二
▼1下-2	入皇円阿闍梨室事	同年(1147)		E	二
1下-3	遂出家受戒学六十卷事	同年	同年	A	二
■1下-4	入叡空上人室事	久安6年(1150)			一
1下-5	法華修行時白象現事			A	二
1下-6	真言修行時観成就事			A	二
■1下-7	暗夜得光明事				五
1下-8	華嚴披覽時青龍出現事			A	二
▼1下-9	蔵俊寛雅等師対面事	久寿3年(1156)		A	六、五
▼1下-10	紫雲覆日本国事				五、二
■1下-11	叡空上人臨終事				五
卷第二上					
2上-1	出黒谷住吉水念仏弘通事	承安5年(1175)		A	五、二、十一
2上-2	高倉天皇御受戒事	同年(1175)		A	二
2上-3	後白河法皇説戒 往生要集御聽聞事			A	二
2上-4	於上西門院説戒時蛇生天事			A	二
■2上-5	皇円阿闍梨事			I	十四
■2上-6	重衡卿事	元暦1年(1184)	治承4	I	十四
▼2上-7	俊乘房大勸進事			A	六

卷第二下		卷三上		卷三下	
2下-1	於清水寺說戒念仏勸進事	建久1年(1190)		A	二
2下-2	古年童出家往生事			A	二
■ 2下-3	顕真座主上人論談事	建久3年(1192) 承永2 文治6	承安3	G	八
2下-4	六時礼讚之事	建久3年(1192)		A	二
2下-5	善導御影事			A	二
2下-6	東大寺棟木之事			A	二
2下-7	浄土曼陀羅事	建久2年		B	六
2下-8	聖護院宮之事				
卷三上					
▼ 3上-1	津戸消息事	建久6年(1195)		E	六
■ 3上-2	選択集事	建久9年(1198)	治承4		九
3上-3	善恵上人事	宝治1年(1247)	建久8	H	十一
3上-4	月輪殿不審条々立之 付善恵上人消息事	文暦1年(1234)	建久1	H	十一
卷三下					
■ 3下-1	上人三昧発得事	元久3年(1206)	建久9 正治1 元久1 元久2		五

3下12	靈山寺念仏時勢至菩薩 立列給事				A	二
3下13	阿弥陀三尊出現事			A	二	
3下14	聖光上人事	嘉禎4年(1238)	建久8 建久9 元久2 元久3 嘉禎3	K、A、B	一、十八	
3下15	天王寺西門事			B	六	
3下16	鎮西修行者以下問答事			H	十一、十四	
卷四上						
4上11	羅城門礎事	正治2年(1200)		×	×	
4上12	浄土宗興行事			B	五	
4上13	信寂房事			A	二	
4上14	教阿弥陀仏事			B	六	
4上15	女人往生願之事			B	六	
4上16	作仏房往生事 付神明和光事			C	十三	
卷四下						
4下11	熊谷入道往生事	[建永2年(1207)]	建永1	I、B	十四、六	
4下12	禅勝上人事	正嘉2年(1258)		K	十七	
4下13	津戸三郎被召將軍御所事	[建永1年(1206)]	元久2	B	十一、六	
4下14	尼妙真往生事			C	十三	

		卷五上					
	5上-1	甘糟往生事	建仁3年(1203)		B	六	
	▼5上-2	隆寛律師給選択事	元久1年(1204)		B	十八	
	5上-3	山門蜂起事	元久1年(1204)		B	六	
	5上-4	七ヶ条教誡事	元久1年(1204)		B	六	
	5上-5	月輪殿御消息被遣座主事	〔元久1年(1204)〕		B	六	
		卷五下					
	■5下-1	頭光出現事	同 2年(1205)			五	
	5下-2	瘧病之事	同年(1205)		B	六	
	5下-3	明遍參小松殿事			B	六	
	5下-4	大胡消息事			B	六	
		卷六上					
	▼6上-1	上人被下向配所事	建永2年(1207)		B	十五	
	6上-2	月輪殿被命置光親脚事	〔建永2年(1207)〕	去年建永1	B	十五、六	
	6上-3	大納言律師配所下向事	〔建永2年(1207)〕		B	六	
	6上-4	被着經島事	〔建永2年(1207)〕		B	六	
	6上-5	被着高砂浦事	〔建永2年(1207)〕		B	六	
		卷六下					
	6下-1	被着室津事	〔建永2年(1207)〕		B	六	
	6下-2	塩飽地頭饗応事	〔建永2年(1207)〕		B	六	

6下-3	善通寺參詣事			B	六
6下-4	津戸三郎就進状返状事			B	六
6下-5	在国之間念仏弘通事			B	六
■6下-6	一念義停止之事		承元3年(1209)	I	十四
卷七上					
▼7上-1	帰京宣下到来即上人 立国進発事		承元1年(1207)	A	十六
7上-2	被着勝尾寺事 ⁶⁾			A	二
▼7上-3	一切経施入事			A	十六
▼7上-4	聖覚法印一切経讚歎事			A	十六
▼7上-5	宇津宮弥三郎入道参上事		正元1年(1259)		六
▼7上-6	立勝尾寺被入洛事		建暦1年(1211)	A	十六
▼7上-7	被着大谷禅坊事		[建暦1年(1211)]	A	十六
7上-8	上人参内時雲客夢事			×	×
卷七下					
■7下-1	老病之事		建暦2年(1212)	J	十六
■7下-2	高声念仏被勸事		[建暦2年(1212)]	J	十六
■7下-3	円形紫雲垂布事		[建暦2年(1212)]	J	十六
■7下-4	章提希夫人問答事		[建暦2年(1212)]	K	十七
▼7下-5	御往生事		[建暦2年(1212)]	A	十六

7下-6	諸人夢想並葬送事	[建曆2年(1212)]	去建曆1	B	五、十五、六
卷八上					
8上-1	初七日追善事	[建曆2年(1212)]		B	六
8上-2	二七日	[建曆2年(1212)]		B	六
8上-3	三七日	[建曆2年(1212)]		B	六
8上-4	四七日	[建曆2年(1212)]		B	六
8上-5	五七日	[建曆2年(1212)]		B	六
8上-6	六七日	[建曆2年(1212)]		B	六
8上-7	七々日	[建曆2年(1212)]		B	六
卷八下					
8下-1	堀川太郎入道往生事	[建曆2年(1212)]		B	六
8下-2	隨蓮夢想事	建保2年(1214)		B	六
▼8下-3	民部卿入道往生事			B	十
8下-4	公胤僧正往生事	建保4年(1216)		B	六
8下-5	静遍僧都往生事	貞心3年(1224)		B	六
卷九上					
■9上-1	山門公人向御廟堂事	嘉祿3年(1227)			一
9上-2	頓宮入道追散山門使事	[嘉祿3年(1227)]		B	六
9上-3	改葬之事	[嘉祿3年(1227)]		B	六
9上-4	過洛中事	[嘉祿3年(1227)]		B	六

9上15	白峨峨奉渡広隆寺事	[嘉禄3年(1227)]		B	六
▼9上16	隆寛律師往生事	文永1年(1264)	嘉禄3	B	十八
9上17	於粟生奉茶毘事	翌年(1228)		B	六
卷九下					
9下11	嵯峨积迦堂上人廟塔事		天元6 寛和2 永延1		六
▼9下12	空阿弥陀仏往生事	安貞2年(1228)		B	十四
9下13	津戸入道往生事	仁治4年(1243)	建保7 仁治3	B	六
■9下14	明恵上人託事			H	十一
9下15	明禅法印往生事	仁治3年(1242)		B	十四、六
9下16	上人徳行惣結事			×	×

『四十八巻伝』が、ある人物について記すときに、巻ごと、段ごとにまとめて記す傾向があるのと対照的に、例えば津戸三郎に關係する記事について見ると、3上1(一一九五)、4下13(一二〇六)、6下14、9下13(一二四三)と、同一人物に關係する記事でありながら、年次に従ってバラバラに載せられていることがわかる。このことから、『九巻伝』が編年体で編まれようとしたということが伺われると思う。

ところが、表中にあつて、順序よく並んでいる年次の進行に目だつて不規則な箇所(大きく年次の飛ぶ場所)が何箇所かある。(表中においては網をかけて示した)それは、3上13、4の証空の段、3下14の聖光の段、4下12の禅

勝房の段、7上―5の宇津宮弥三郎の段、9上―6の隆寛の段である。

一方、絵師に着目してみた場合、島田氏がA、Bとしたものと、小松氏が第二筆、第六筆にあたりとしたものどちらにも当てはまらない段については、表中では頭に■印をつけて表した。先に述べたように、これらの段については『四十八巻伝』編纂当時に存在していた『九巻伝』には無かったものである可能性がある。また、ABまたは、第二筆、第六筆とどちらかがして、両氏の見解が一致しないものについては、頭に▼印をつけて表した。それらの段を見てみると、年次の含まれていない法然以外の余人の伝記と称してよい記事が見られることは指摘しておきたい。ここで、先に指摘した年次の経過が不自然である段で、なおかつ『四十八巻伝』の対応する段の絵が『九巻伝』から流用されたと考えられる絵では無いと考えられる段についてみていくことにする。

『九巻伝』については、三田全信氏など鎮西流の系譜に属するものの手になるとする説と、井川定慶氏など西山流のものであるとする説があった¹⁹。これは、聖光については、『選択集』を授与されたなど、法流を継ぐものであるという記述が見られること、証空については大幅に紙数が割かれていることから主張されてきたのであるが、証空については、絵師についてみても、『九巻伝』中における年次の経過からみても、後から加筆されたものであるという疑いを消すことができない。同様のことは禅勝房の段、宇津宮弥三郎の段についても言える²⁰。

さて、聖光の段には両氏の一致した見解でA―1の絵が、隆寛の段については小松氏は異見であるが島田氏の説によれば、Bの絵が使われている。では、聖光の段と隆寛の段は『四十八巻伝』に絵を流用された『九巻伝』にも存在したということができると言えば、若干の問題があると言わざるを得ない。

『四十八巻伝』の聖光の段(四十六巻一段)の絵は、島田氏自身が聖光入門の段の絵ではなく、法然の眼から光明が

出て経巻を照らす奇瑞があったとする段の絵であるとしている。²⁾

また、隆寛の段については、『九巻伝』の隆寛の段(9上―6)を見ると、文永元年(一二六四)の朝直朝臣の往生を記しているにも関わらず、その直後に「同年」として嘉祿三年(改元安貞元年・一二二七)の隆寛の往生を記し、また次の9上―7段には、「翌年」として安貞二年(一二二八)の粟生における法然の荼毘について記している。少なくとも隆寛の段のうち、嘉祿三年より後の記述については、後の加筆であることは、疑いがないように思われる。

さて、以上の五名六段のうち、いささか特殊な事情を持つのは、隆寛の段である。証空・禅勝房・聖光・弥三郎については、今問題にしている段以外には記述が全く見られないが、隆寛に関しては、他の段にも記述が見られるのである。それは5上―2段の「隆寛律師給撰扱事」で、『四十八巻伝』のこの段に対応する段には、絵師Bの絵が付けられている(小松氏異見)。9上―6段のうち、嘉祿三年より後の記述については加筆であろう、として部分的にはもたらあつた段である可能性を残したのは、こういったことによる。嘉祿三年までの記述は、『九巻伝』の持つ年次の流れに従っているし、9上―6段以外にも事蹟が記されていることを考えると、形が現在伝わっているものと違つたとしても、隆寛に関する記述は、『四十八巻伝』に絵を流用された『九巻伝』にも存在したとしてもよいように思われるのである。

仮説に過ぎないが、以上見てきたように、証空・聖光に関する記述が、『四十八巻伝』に絵を流用された『九巻伝』に存在したことが疑わしいということになると、その『九巻伝』の祖本において法然の弟子で肯定的、積極的に評価されているのは、撰扱集を授与されたとされる隆寛と、所謂一枚消息(一枚起請文)を授与されたとされる源智だけであるということになる。このことは、忍海が『九巻伝』について、「隆寛律師の門葉より記録せしと古伝に

は云伝えたり」と記していることとも符合する。こういった伝承があったことについては、今まであまり顧みられていなかったと思うが、いま一度検討し直される必要があるのではないかと思う。

近年宇高良哲氏によって紹介された隆寛作と伝えられる法然上人の伝記は、宇高氏によって、『九卷伝』との記事の共通性が指摘されている。この「隆寛本」は、ほぼ『九卷伝』の第七卷上下の部分にあたる残欠本であることはすでに宇高氏の指摘するとおりであるが、⁽²⁴⁾『九卷伝』にあつて「隆寛本」に無い記事を見れば、それは宇津宮弥三郎の記事であり、法然往生直前に配された各段である。この往生直前の各段に対応する『四十八卷伝』の記事の絵を描いた絵師の島田、小松両氏による判定は表に示した通りである。

むすびにかえて

従来、『九卷伝』と『四十八卷伝』の関係を考えるとき、主として詞書の上から、「略本」であるとか「草稿本」であるという議論が行なわれてきた。本稿では、『四十八卷伝』と『九卷伝』の構成の違いに着目して、「略本」とするには問題があることを指摘したつもりである。また、『九卷伝』が原則として年次に忠実に記されているにも関わらず、その原則に従わない部分があり、それは聖光や証空の段であるという興味深い事実を指摘した。一方で、島田修二郎氏、野村恒道氏が指摘するように、『九卷伝』の絵が、『四十八卷伝』制作の途次にバラバラに解体され、新たに編集し直され、時に別の場面において転用された⁽²⁵⁾という説を受容した場合、『九卷伝』にある記事でありながら、『四十八卷伝』の該当する段において、「もと『九卷伝』の絵であった」と考えられる絵が使われていない段について

は、「絵を流用された『九巻伝』」にはその記事が無かった可能性を考える必要があるのではないかということを描指した。

野村恒道氏は、「いずれにしても、二人の画師が描いた『九巻伝』の画が解体され、『四十八巻伝』に組み込まれていたことは間違いないものとみられよう。そのことは、絵のない絵伝である『九巻伝』あるいは『法然上人絵詞』が存在することの理由を明らかにするものでもある。そして、『九巻伝』は『四十八巻伝』の草稿本であるとか、逆にまた抜粋であるかの問題をなんなく退けることもある」と²⁶とされているが、現在伝わる『九巻伝』が、その「解体された『九巻伝』」そのままであるとするには問題がある。『四十八巻伝』に使われている絵が、果たして現在伝わる『九巻伝』の詞書に合うのか、そういった検証も無いままに、現在伝わる『九巻伝』の詞書を法然の滅後百年頃に成立したものであるとしてしまうのは危険であろう。本稿で見えてきたように、現在伝わる『九巻伝』は、後世の増補なしに成立したものであるとは考えにくい。

従来、『九巻伝』が『四十八巻伝』に先行するとする説に対する反論の根拠として取り上げられてきた記事は、多くは、特定の個人の列伝とも呼ぶべき記事か、あるいは特定の個人に対して宛てた消息などの記事であった。²⁷『四十八巻伝』に絵を流用された『九巻伝』は、「隆寛本」の姿に近い、あまりこういった記事のないものではなかったかと思われる。

また、『九巻伝』巻頭に付されている、「法然上人絵詞」と題されるものは、果たしてどのようなものであったのかということも明らかにされていく必要がある。『九巻伝』の写本に、「法然上人絵詞」という内題を持つ残欠本があるが、この本と巻頭に付けられている「法然上人絵詞」が同じ本であるとするのは若干問題がある。²⁸同様に、『九巻伝』

巻頭にある「法然上人絵詞」と、「いわゆる『九巻伝』」である「法然上人伝記」とが同じ本であることに問題があると言える。この点についてはいずれ機会を改めて考察してみたいが、いづれにしても、現在伝わる『九巻伝』は、江戸期以降の写本しか存在せず、内容に関しても『四十八巻伝』に先行するものであるとしてしまうには、問題が多い伝記であるということは言える。

今後は、『九巻伝』の記事を詳細に『四十八巻伝』や先行の伝記などと照し合せながら、『絵詞』と『伝記』の関係を明らかにするとともに、どのような意図で今日伝わるような形にまとめられたのかということも考察していきたい。

注

- (1) 『九巻伝』については、現存する書写年代の確定できる写本としてはもっとも古い法然院の蔵本によった。
- (2) 『四十八巻伝』については、中央公論社刊『法然上人絵巻』の写真版によった。
- (3) 宝曆九年の忍海による『九巻伝』の奥書に、「故に舜昌法印録せる勅修御伝四十八巻も。この九巻伝を基とせり」とある。浄土宗全書一七巻二四〇頁上段参照。
- (4) また、『四十八巻伝』が、舜昌法印が作っていた伝記を勅によって作り直したものであるとする『圓光大師行状画図翼賛』の序が、忍海や在禪などにこういった考えを抱かせたのではないかとも思われる。
- (5) 島田氏稿「知恩院本法然上人行状繪圖」(新修日本絵巻物全集14巻『法然上人繪傳』(昭和五二年・角川書店)所収)・野村氏稿『四十八巻伝』に組み込まれた『九巻伝』の原形について(『法然上人研究』創刊号所収)参照。
- (6) 野村氏前掲論文参照。
- (7) 同氏著『真宗源流史論』(昭和二六年・法蔵館)九〇〜九一頁。
- (8) 『翼賛』にみられる「九巻伝云」という引用については、平成四年九月、浄土宗総合學術大会で発表した。その発表要旨は「佛敎論叢」誌に発表の予定である。

(9) 『四十八巻伝』から見たこのような表はずでいくつか知られているが、『九巻伝』から見えないことには確たることは言えないので、あえて作成した。

(10) 浄土宗全書一七巻二四〇頁下段に収録されている在禪による『九巻伝』の奥書に、「此伝の詞はよく画図と符合し見得すべし。勅修詞書は画図に合せざる處まゝこれあり。知るべし」とある。

(11) 同氏前掲論文。

(12) 同氏前掲論文。

(13) 島田氏だけは、「絵詞」と「伝記」は別のものとしておられる。ただし、その理由などについての詳しい言及はされていない。

(14) 同氏稿「浄土宗典籍研究」(『戸松教授古稀記念浄土教論集』(昭和六二年・大東出版社)所収)参照。同書八三頁以下に展開される「大胡消息」に着目した論考は極めて示唆に富むものである。

(15) 島田氏の見解については、同氏前掲論文十三〜十五頁の表を、小松氏の見解については、同氏稿「法然上人絵伝総観」(『法然上人絵巻下』昭和五六年・中央公論社所収)の書風画風一覽(一五八〜一五九頁)によった。

(16) この段は、島田氏が前掲論文十八頁で、本来大原問答の絵であったであろうとされている。

(17) 筆者には絵師を鑑定する能力も実物を閲覧する機会もないので、両氏の見解を同等に尊重するべきではないかとも思うが、本稿は、基本的には島田氏の説に従っている。

(18) 同氏著『成立史的法然上人諸傳の研究』(昭和四一年・光念寺出版部)参照。

(19) 同氏著『法然上人繪傳の研究』昭和三六年・法然上人伝全集刊行会)参照。

(20) 弥三郎の段については、小松氏は第六筆としておられる。

(21) この説には、若干の異論がある。これはむしろもと法然が叡空の室に入ったときの絵であると見た方がよいのではないかと思う。

(22) 前掲の忍海による『九巻伝』の奥書にこの記述がみえる。

(23) 同氏稿「新出の隆寛作「法然上人伝」について」(『大正大学研究紀要』六九所収)参照。

(24) 『九巻伝』第六巻上下の大部分にあたる配流の途次の記事が「隆寛本」では欠落しているのは前掲論文で宇高氏の指摘する通りである。これなどは、伝記の発展を考える上ではなほ興味深い事実であると言える。

(25) 野村氏前掲論文参照。

(26) 同氏前掲論文。

(27) 戸松啓真氏の前掲論文、三谷光順氏稿「金沢文庫新出「念佛往生伝」(仮題)に就いて」(『専修学報』二)参照。

(28) この知恩院宗学研究所蔵の「法然上人絵詞」については、『法然学芸論叢』誌に翻刻と合せて若干の考察を発表する予定である。

(29) たとえば、巻頭の「法然上人絵詞」は、知恩院浄土宗学研究所蔵の「法然上人絵詞」や、いわゆる『九卷伝』である「法然上人伝記」のように、一巻を上下には分けていないように思われる。宗学研究所の本は、巻頭の「絵詞」と「伝記」を繋ぐ中間的なものではないだろうか。